

4 本校における熱中症事故防止に向けた対応について

1 暑さ指数（WBGT）に基づいた対応

- (1) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が31以上の場合。
「運動は中止する」
- (2) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が28以上31未満の場合。
「熱中症の危険が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」

2 熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）発表時の対応

熱中症特別警戒アラートは、県内全ての観測地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が35以上になると予想された場合に、前日の14時頃に発表される。

- (1) 休校の対応を取る。
- (2) 「熱中症特別警戒アラート」が発表地域内で実施する校外学習等の各種行事について、原則として、中止・延期とする。
- (3) 「熱中症特別警戒アラート」が発表されていない場合でも、学校が所在する地域の観測地点で暑さ指数（WBGT）35以上が予想された場合や、活動場所での実測で暑さ指数（WBGT）35以上となった場合は、アラートが発令された場合の方針に準じて対応を検討する。

3 熱中症警戒アラート発表時の対応について

熱中症警戒アラートは、県内いずれかの観測地点で暑さ指数（WBGT）の最高値が33以上になると予想された場合に発表される。

- (1) 児童生徒に、普段以上に熱中症予防行動（こまめに水分・塩分補給、いつもより多めに休憩を取る、直射日光を避ける等）を取るよう呼びかける。
- (2) 校内の空調整備を適切に利用して活動するなど、徹底した熱中症予防対策を取る。
- (3) 運動以外の活動について、活動前に活動場所の暑さ指数（WBGT）の実測を行い、33以上となった場合は、活動場所や活動内容の変更、または中止・延期を検討する。